

# 愛知県公共事業評価実施要領

## 第1 目的

この要領は、愛知県（農業水産局、農林基盤局、建設局、都市・交通局及び建築局）の公共事業評価を実施するために必要な事項を定めることにより、事業の実施過程の透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の実施を図ることを目的とする。

## 第2 評価の対象

評価の対象とする事業は、愛知県（農業水産局、農林基盤局、建設局、都市・交通局及び建築局）が主体となって実施する公共事業とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、評価の対象としないものとする。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 維持修繕事業（耐震補強を含む）
- (3) その他別の評価システムにより評価を実施する事業

## 第3 評価の区分

評価は、次に掲げる事前評価、再評価及び事後評価からなるものとする。

### 1 事前評価

新たに実施しようとする事業について、事業実施の妥当性を判断する。

### 2 再評価

長期継続事業等について、事業継続の妥当性を判断する。

### 3 事後評価

完了した事業について、達成状況等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画等に反映させる。

## 第4 評価の時期

評価の実施時期は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

### 1 事前評価

原則として新たに事業費の予算化を予定している年度の前年度内とする。ただし、県単独事業については、原則として新たに工事又は用地買収・家屋移転補償の事業費の予算化を予定している年度の前年度内とする。

### 2 再評価

(1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業については、事業採択後5年目の年度内とする。この場合において、「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」とし、「未着工の事業」とは、別紙—1のとおりとする。

(2) 事業採択後5年間（下水道事業にあつては10年間）を経過した時点で継続中の事業については、事業採択後5年目（下水道事業にあつては10年目）の年度

内とする。ただし、この規定に該当する事業のうち、既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価年度の翌年度もしくは翌々年度に完了見込みの事業については、評価を要しないものとする。

- (3) 再評価実施後5年間（下水道事業にあつては10年間）を経過した時点で継続中又は未着工の事業については、再評価実施時から5年（下水道事業にあつては10年）経過後の年度内とする。ただし、この規定に該当する事業のうち、既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価年度の翌年度もしくは翌々年度に完了見込みの事業については、評価を要しないものとする。
- (4) 事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化並びに技術革新等により再評価を実施する必要性が生じた事業にあつては、適宜速やかに実施するものとする。この場合において、再評価の実施の必要性が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体が行うものとする。

### 3 事後評価

- (1) 事業完了後5年を経過する年度内とする。この場合において、「事業完了」とは、別紙一2のとおりとする。  
ただし、この規定に抛り難い事業については、事業主体が事前評価時若しくは再評価時に実施の有無・実施の時期を決めるものとする。
- (2) 事業主体が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業については、事業主体が実施時期を決めるものとする。

## 第5 評価の項目

- 1 総事業費が一定規模以上の事業（この場合において、「一定規模」とは、別紙一3のとおりとする。）

評価は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める項目と別紙4～6に定める基準により行う。

- (1) 事前評価
  - ① 事業の必要性
  - ② 事業の効果
    - 1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）
    - 2) 貨幣価値化困難な効果
  - ③ 事業計画の実効性
    - 1) 事業計画
    - 2) 地元の合意形成
    - 3) 環境への影響
  - ④ 整備手法の妥当性
- (2) 再評価
  - ① 事業の必要性の変化
  - ② 事業の進捗状況及び見込み
    - 1) 進捗状況
    - 2) 未着手又は長期化の理由

- 3) 今後の事業進捗の見込み
  - ③ 事業の効果の変化
    - 1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）の変化
    - 2) 貨幣価値化困難な効果の変化
  - (3) 事後評価
    - ① 事業目標の達成状況
    - ② 事業効果の発現状況
    - ③ 事業実施による環境の変化
    - ④ 今後の事後評価の必要性
    - ⑤ 改善措置の必要性
    - ⑥ 同種事業に反映すべき事項
- 2 総事業費が一定規模未満の事業
- 評価は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める項目と別紙 7～9 に定める基準により行う。
- (1) 事前評価
    - ① 事業の必要性
    - ② 事業計画の実効性
      - 1) 事業計画
      - 2) 地元の合意形成
  - (2) 再評価
    - ① 事業の必要性の変化
    - ② 事業の進捗状況及び見込み
      - 1) 進捗状況
      - 2) 未着手又は長期化の理由
      - 3) 今後の事業進捗の見込み
  - (3) 事後評価
    - ① 事業目標の達成状況
    - ② 今後の事後評価の必要性
    - ③ 改善措置の必要性
    - ④ 同種事業に反映すべき事項

## 第6 評価の実施

- 1 評価の実施主体
 

評価は対象事業の所管課（以下「事業課」という。）が行うものとする。
- 2 総事業費が一定規模以上の事業
 

事業課は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、評価に係る資料を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、評価の区分に応じた対応方針（以下「対応方針」という。）を決定するものとする。
- 3 総事業費が一定規模未満の事業

事業課は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するものとする。

## 第7 事業評価監視委員会

評価に当たっては、事業評価監視委員会を設置し、意見を聴くものとする。

### 1 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、総事業費が一定規模以上の事業の対応方針（案）について審議するものとする。

ただし、審議対象事業が多数の場合は、委員により事前に抽出された事業について審議するものとする。

### 2 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、事業課が作成した対応方針（案）について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申又は助言を行うものとする。

### 3 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、事業評価監視委員会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

### 4 事業評価監視委員会の意見の尊重

事業課は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

## 第8 評価の公表

事業課は、評価結果、事業評価監視委員会の意見、対応方針について、結論に至った経緯、評価の根拠等とともに公表するものとする。

## 第9 その他

### 1 評価に係る重要事項の検討

本要領の改訂等の評価に係る重要事項は、事業評価監視委員会の意見を聴き、決定するものとする。

### 2 実施要領の細目

本要領に基づき、評価についての実施要領の細目を定め、事業評価監視委員会に報告するものとする。

## 第10 施行

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 愛知県公共事業事前評価実施要領（平成17年4月1日施行）、愛知県公共事業再評価実施要領（平成18年4月1日施行）及び愛知県公共事業事後評価試行実施要領（平成18年4月1日施行）は廃止する。

3 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

- 4 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

#### 第11 経過措置

第4の2(2)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

- 1 この要領の施行に伴い平成23年度から新たに評価の対象となる事業については、平成28年度から第4の2(2)に該当する事業及び第4の2(2)に規定する期間を超過している事業について再評価を実施するものとする。
- 2 1に該当する場合を除き、平成23年度に、第4の2(2)に該当する事業及び第4の2(2)に規定する期間を超過している事業については、平成25年度末までに再評価を実施することができるものとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	事業所管課	定義
都市公園事業	公園緑地課	用地買収手続、工事ともに5年間未着手
街路事業	都市整備課	用地買収手続、工事ともに5年間未着手
土地区画整理事業	都市整備課	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに5年間未着手
下水道事業	上下水道課	用地買収手続、工事ともに5年間未着手
交通安全対策事業	道路維持課	用地買収手続、工事ともに5年間未着手
道路事業 (無電柱化事業) (過疎地域等代行道路事業)	道路建設課 (道路維持課) (道路維持課)	用地買収手続、工事ともに5年間未着手
河川事業	河川課	用地買収手続、工事ともに5年間未着手
ダム事業	河川課	用地買収手続、工事ともに5年間未着手
海岸事業	河川課 港湾課 農地整備課	用地買収手続、工事ともに5年間未着手
砂防等事業	砂防課	用地買収手続、工事ともに5年間未着手
港湾事業	港湾課	工事に5年間未着手
漁港漁場事業	港湾課 水産課	工事に5年間未着手
住宅市街地基盤整備事業	住宅計画課	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について通常事業に準じて設定
市街地再開発事業	住宅計画課	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続、又は補償手続きに5年間未着手
住宅市街地総合整備事業	住宅計画課	用地買収手続、工事ともに5年間未着手

公営住宅等整備事業	公営住宅課	工事に5年間未着手
農業農村整備事業	農地整備課 畜産課	用地買収手続、一時利用地指定、工事ともに5年間未着手
林道事業	森林保全課	工事に5年間未着手
治山事業	森林保全課	工事に5年間未着手

## 事業種別ごとの「事業完了」の定義

事業名	事業所管課	事業完了の定義
都市公園事業	公園緑地課	原則として計画区域全体において、都市公園法第２条の２に基づく供用開始の公告が行われた時点
街路事業	都市整備課	原則として事業採択を行った区間または箇所が全線供用を開始した時点
土地区画整理事業	都市整備課	原則として換地処分が終了した時点
下水道事業	上下水道課	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
交通安全対策事業	道路維持課	原則として事業採択を行った区間または箇所が全線供用を開始した時点
道路事業 (無電柱化事業) (過疎地域等代行道路事業)	道路建設課 (道路維持課) (道路維持課)	原則として事業採択を行った区間または箇所が全線供用を開始した時点 ただし、無電柱化事業については、抜柱が完了した時点
河川事業	河川課	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	河川課	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業	砂防課	全体計画または一定計画策定の単位で整備が完了した時点
海岸事業	河川課 港湾課 農地整備課	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
地すべり対策事業	砂防課	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が完了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	砂防課	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
公営住宅等整備事業	住宅計画課 公営住宅課	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅市街地基盤整備事業	事業実施課	原則として通常事業と合わせた一定区間が完了した時点
港湾整備事業	港湾課	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点



農業農村整備事業	農地整備課 畜産課	原則として事業計画単位で事業が完了した時点
治山事業	森林保全課	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
林道事業	森林保全課	原則として路線開設が完了した時点
漁港漁場事業	水産課 港湾課	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点

## 「一定規模」の定義

事業名	事業所管課	一定規模
都市公園事業	公園緑地課	総事業費 10 億円
街路事業	都市整備課	総事業費 15 億円
土地区画整理事業	都市整備課	総事業費 10 億円
下水道事業	上下水道課	規模の設定なし
交通安全対策事業	道路維持課	総事業費 5 億円
道路事業 (無電柱化事業) (過疎地域等代行道路事業)	道路建設課 (道路維持課) (道路維持課)	総事業費 15 億円 (総事業費 15 億円) (総事業費 10 億円)
河川事業	河川課	総事業費 10 億円
ダム事業	河川課	総事業費 10 億円
海岸事業	河川課 港湾課 農地計画課 農地整備課	総事業費 5 億円
砂防等事業	砂防課	総事業費 5 億円
港湾事業	港湾課	総事業費 10 億円
漁港漁場事業	港湾課 水産課	総事業費 5 億円
住宅市街地基盤整備事業	住宅計画課	総事業費 10 億円
公営住宅等整備事業	公営住宅課	総事業費 10 億円

農業農村整備事業	農地計画課 農地整備課 畜産課	総事業費 10 億円
林道事業	森林保全課	総事業費 10 億円
治山事業	森林保全課	総事業費 5 億円

### 一定規模以上の事業の事前評価時の評価項目と評価基準

事業目標（必達状態）をできる限り指標化し、明らかにした上で、以下の観点・基準により評価を行う。

評価項目			評価基準
評価項目	副評価項目	説明	
①事業の必要性		「事業が効果を及ぼす地域・対象がどのような課題・問題点を抱えているか」をできる限り客観的な指標を用いて具体的に記述し、必要性を明らかにする。	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
②事業の効果	1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）	貨幣価値化できる効果について、費用（事業費、維持管理費）と効果との分析結果を整理する。貨幣価値化可能な効果が測定できない場合は、「なし」と記述する。	A：十分な事業効果が期待できる。 B：十分な事業効果が期待できない。
	2) 貨幣価値化困難な効果	貨幣価値化困難な効果について、明らかにする。	
③事業計画の実効性	1) 事業計画	事業計画が適切なスケジュールや規模・配分になっていることを明らかにする。	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
	2) 地元の合意形成	期成同盟会、協議会等の状況や事業計画等への住民参加状況など、事業が効果を及ぼす地域・対象の合意形成状況について明らかにする。	
	3) 環境への影響	沿線住民や地域に与えるマイナス影響や自然環境へ与える負荷とその対策について明らかにする。	
④整備手法の妥当性		代替案を示した上で、本案が最も効果が高い（経済性、即効性等）ことを明らかにする。	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当であ

評価項目			評価基準
評価項目	副評価項目	説明	
			る。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
	総合評価	上記の各項目の評価結果を踏まえ、事業実施が妥当であるかどうかを判断する。	事業実施が妥当である。：①～④の評価結果が全てAである。 事業実施は妥当ではない。：上記以外。

## 一定規模以上の事業の再評価時の評価項目と評価基準

計画変更の推移を明らかにした上で、以下の観点・基準により評価を行う。

評価項目			評価基準
評価項目	副評価項目	説明	
①事業の必要性の変化		<p>事業着手時に比べ、必要性に変化が生じていれば、それをできる限り客観的な指標を用いて具体的に記述する。大きな変化が見られない場合は、「変化なし」と記述する。</p> <p>ただし、事業が長期化する間に社会経済情勢が変化し、事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、直近の評価時点と比較できるものとする</p>	<p>A：事業着手時(前回評価時)に比べ必要性が増大している。</p> <p>B：事業着手時(前回評価時)に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C：事業着手時(前回評価時)に比べ必要性が著しく低下している。</p>
②事業の進捗状況及び見込み	2) 進捗状況	施工済みと今後の事業内容を明らかにする。	<p>A：事業は順調であり、ほぼ計画通り確実な完成が見込まれる。</p> <p>B：多少の阻害要因があるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。</p> <p>C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>
	3) 未着工又は長期化の理由	未着工又は事業が長期化している理由を明らかにする。	
	4) 今後の事業進捗の見込み	今後の阻害要因と進捗の見込みを明らかにする。	
③事業の効果の変化	1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化	<p>事業着手時に実施した費用対効果分析の要因に大きな変化が見られる場合は、あらためて費用対効果分析を実施する。大きな変化が見られない場合は、「変化</p>	<p>A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。</p> <p>B：事業着手時と比べ</p>

評価項目			評価基準
評価項目	副評価項目	説明	
		なし」と記述する。	低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。
	2) 貨幣価値化困難な効果の変化	事業着手時に比べ、貨幣価値化困難な効果に変化が生じていれば、その内容を明らかにする。	
	総合評価		中止：①～③の評価結果で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。

一定規模以上の事業の事後評価時の評価項目

評価項目	
評価項目	説明
①事業目標の達成状況	事業目標の達成状況とその評価について記述する。
②事業効果の発現状況	費用対効果分析の算定基礎となった要因（事業期間、事業費、施設の利用状況等）や定性効果について、事業着手時もしくは再評価時点の想定と現況を比較し、差異があればその理由を明らかにする。
③事業実施による環境の変化	沿線住民や地域、自然環境に与えた大きなマイナス影響があれば、それを明らかにし、未然に防げなかった理由を明確にする。
④今後の事後評価の必要性	①～③を踏まえ、今後の事業評価の必要性について検証する。
⑤改善措置の必要性	①～③を踏まえ、改善措置の必要性について検証する。
⑥同種事業に反映すべき事項	①～③を踏まえ、同種事業に反映すべき事項明らかにする。



### 一定規模未満の事業の事前評価時の評価項目と評価基準

事業目標（必達状態）をできる限り指標化し、明らかにした上で、以下の観点・基準により評価を行う。

評価項目			評価基準
評価項目	副評価項目	説明	
①事業の必要性		「事業が効果を及ぼす地域・対象がどのような課題・問題点を抱えているか」をできる限り客観的な指標を用いて具体的に記述し、必要性を明らかにする。	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
②事業計画の実効性	1) 事業計画	事業計画が適切なスケジュールや規模・配分になっていることを明らかにする。	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
	2) 地域の合意形成	期成同盟会、協議会等の状況や事業計画等への住民参加状況など、事業が効果を及ぼす地域・対象の合意形成状況について明らかにする。	
総合評価		上記の各項目の評価結果を踏まえ、事業実施が妥当であるかどうかを判断する。	事業実施が妥当である。：①、②の評価結果が全てAである。 事業実施は妥当ではない。：上記以外。

## 一定規模未満の事業の再評価時の評価項目と評価基準

計画変更の推移を明らかにした上で、以下の観点・基準により評価を行う。

評価項目			評価基準
評価項目	副評価項目	説明	
①事業の必要性の変化		<p>事業着手時に比べ、必要性に変化が生じていれば、それをできる限り客観的な指標を用いて具体的に記述する。大きな変化が見られない場合は、「変化なし」と記述する。</p> <p>ただし、事業が長期化する間に社会経済情勢が変化し、事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、直近の評価時点と比較できるものとする</p>	<p>A：事業着手時(前回評価時)に比べ必要性が増大している。</p> <p>B：事業着手時(前回評価時)に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C：事業着手時(前回評価時)に比べ必要性が著しく低下している。</p>
②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	施工済みと今後の事業内容を明らかにする。	<p>D：事業は順調であり、ほぼ計画通り確実な完成が見込まれる。</p> <p>E：多少の阻害要因があるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。</p> <p>F：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>
	2) 未着工又は長期化の理由	未着工又は事業が長期化している理由を明らかにする。	
	3) 今後の事業進捗の見込み	今後の阻害要因と進捗の見込みを明らかにする。	
総合評価			<p>中止：①、②の評価結果で一つでもC判定があるもの。</p> <p>継続：上記以外のもの。</p>

一定規模未満の事業の事後評価時の評価項目

評価項目	
評価項目	説明
①事業目標の達成状況	事業目標の達成状況とその評価について記述する。
②今後の事後評価の必要性	①を踏まえ、今後の事業評価の必要性について検証する。
③改善措置の必要性	①を踏まえ、改善措置の必要性について検証する。
④同種事業に反映すべき事項	①を踏まえ、同種事業に反映すべき事項明らかにする。